

# 令和5年度（2023年度） 豊中市コロナ健康支援事業補助金



## 募 集 案 内



主に18歳以上の市民のみなさまに、  
運動をはじめのきっかけを提供する事業を募集します！



●申込みできる団体(両コース共通)

●募集期間(両コース共通)

4/5(水)~4/26(水)17:00

豊中市内で、主にスポーツ事業を行う団体(市民団体、NPO法人、一般社団法人、企業など)

**R5年度は2コース！**

	通年コース	イベントコース
補助 限度額	上限500,000円 (費用の3/4相当)	上限250,000円 (費用の3/4相当)
実施回数	10回以上 (目安:月1回程度)	複数回
参加人数	延べ200人以上(目標)	延べ100人以上(目標)
実施時期等	令和5年7月~令和6年3月 ※時期を分散させて実施 ※可能な限り、市北部・中部・南部の分散	令和5年7月~令和6年3月
実施会場	豊中市内(自スタジオ、公園など) ※オンラインも可能 ※会場使用(公共施設含む)の申請・調整等は各実施団体で行ってください。	豊中市内(自スタジオ、公園など) ※オンラインも可能 ※会場使用(公共施設含む)の申請・調整等は各実施団体で行ってください。

例えば...

通年  
コース

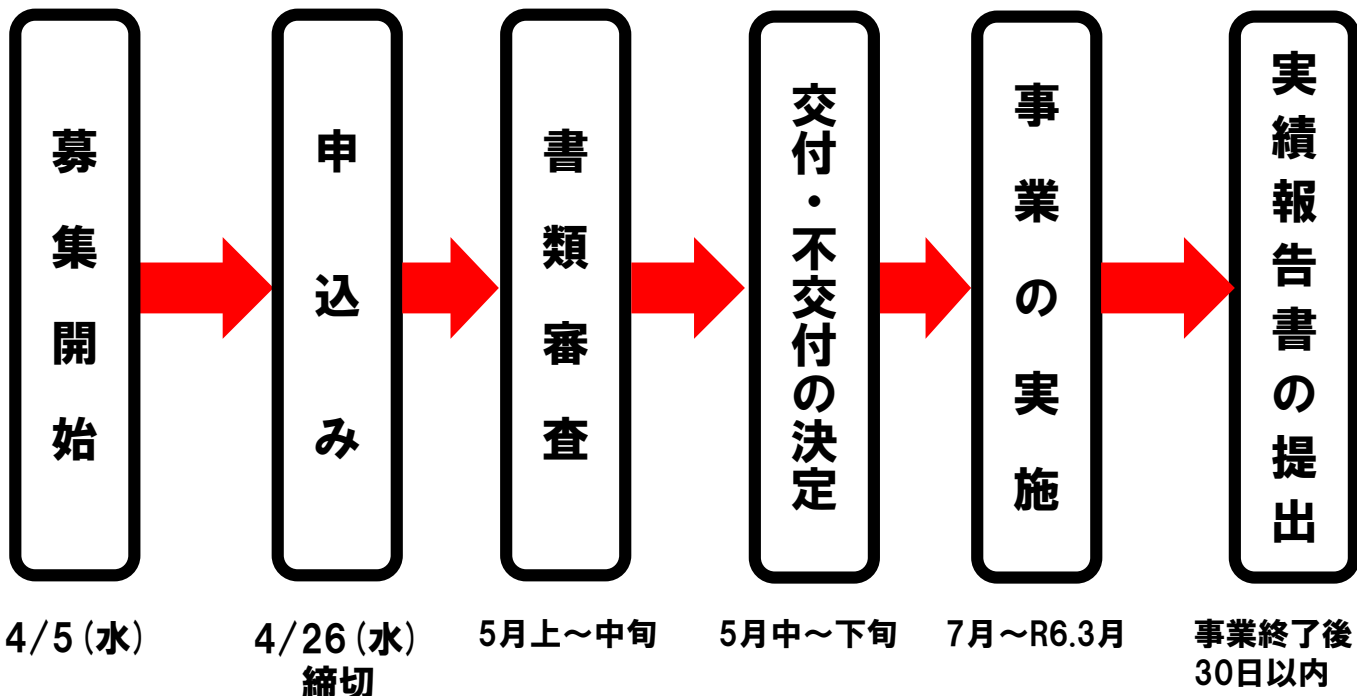


イベント  
コース



STOP 素フレイル  
コロナ健康支援

# スケジュール



## 目的・対象の事業

コロナ禍の市民生活において、市民が外出自粛・運動不足・人とのかかわりが減るなど、健康に悪影響が出ています※（これを「コロナ健康二次被害」といいます）。コロナフレイルとは、コロナによる活動制限で身体面や精神面に影響が出ることで、高齢者だけでなく、あらゆる年代でのフレイルの増加・悪化が懸念されており、健康二次被害及びコロナフレイルに関して市民への予防・啓発が課題となっています。

本補助金は、新型コロナウイルス感染症に起因するフレイル・認知機能の低下、その他健康二次被害の予防を促進するため、市民に対し、健康について関心を持ってもらうと同時に、コロナフレイルを予防するための運動習慣をつけるきっかけを提供することを目的としています。

対象となる事業は、市民に向けてフレイルチェックなどを事業内で実施するなど、コロナフレイル予防の啓発を行っていただくと同時に、運動習慣をつけるきっかけとなる事業です。

※新型コロナウイルス感染症流行前(令和元年12月以前)と比べて、市民の約60%で社会活動面で現在も影響がある、約40%で運動面で現在も影響があると回答(令和4年LINEアンケート豊中市独自調べ)。



# 補助対象事業等

## 補助の対象団体（申込みができる団体）

次の①～⑤の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 主にスポーツ事業を行う団体等（市民団体、NPO法人、一般社団法人、企業など）であること。
- ② 豊中市に事務所がある団体、または豊中市内で活動を行う団体であること。
- ③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団またはその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- ④ 特定の政治上の主義及び宗教の教義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とする団体ではないこと。また、これらに該当する団体の下部組織、関連組織ではないこと。
- ⑤ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制下にある団体ではないこと。

## 補助の対象となる事業・補助上限額など

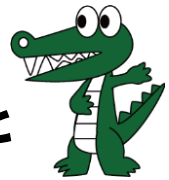
	通年コース	イベントコース
実施回数	10回以上（目安：月1回程度）	複数回実施（最低でも2回以上）
目標参加人数	延べ200人以上	延べ100人以上
実施時期	令和5年7月から令和6年3月の間で時期を分散させて実施すること	令和5年7月から令和6年3月の間
補助額	補助対象経費の3/4、上限50万円	補助対象経費の3/4、上限25万円
備考	可能な限り、北部・中部・南部など、場所を分散して実施すること	特になし
参考事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性向けヨガ教室</li> <li>・60～70代の介護予防体操教室</li> <li>・親子で参加するフットサル教室</li> </ul> ※可能な限り、時期と実施場所を分散させてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏限定 親子でスイミング教室（就学前児童と親で参加。7月・8月・9月で1回ずつ実施）</li> <li>・親子で参加するスポーツ総合イベント</li> </ul>

※申込事業数の上限が、予算額以上の応募があった場合、なるべく多くの事業者が選定されるよう審査する可能性があります。

## 補助の対象事業・補助上限額など（続き）

なお、両コースともに①～⑨の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ①本市内において、感染予防対策を行ったうえで、啓発を行うと同時に、運動習慣のない市民がコロナフレイルを予防するための運動習慣をつけるきっかけとなる事業であること。
- ②本補助金を受けて、新たに企画する事業であること。
- ③18歳以上を対象とした事業であること。
- ④消耗品費などの実費を除き、参加者より受講料などの負担金を求めないこと。
- ⑤18歳以上の参加者に対しフレイルチェックを実施するとともに、回収し提出すること。フレイルチェック票は、1枚目部分を回収すること（フレイルチェックの実施は、当該事業に2回以上参加する市民については初回のみとしても可）。また、コロナフレイル予防やコロナ健康二次被害にかかる啓発を行うこと。
- ⑥講座終了時には健康への意識の変化に関するアンケート調査を毎回実施し、結果を提出すること。
- ⑦補助対象団体が本市内において自ら実施する事業であること。
- ⑧補助金の交付の決定を行った日の属する年度（以下「補助対象年度」という。）内に実施する事業等であること。
- ⑨その他関係諸法令に適合する事業であること。



## 申込および事業実施にあたりお伝えしたいこと

<申込時>

- 上記補助の対象事業をお読みいただきお申込みください。
- 昨年度採択された事業を引き続き申込みの場合は、改善した点（ブラッシュアップした要素など）を入れてください。

<事業実施時>

- 運動の種類の関係上、対象者を65歳以上、あるいは40歳から64歳までなど、一定の幅を設けて年齢を区切ることは可能です。ただし参加対象者を極端に制限することは不可とします（例：35歳の女性限定スポーツ等）。
- 親子教室など、こどもを含めた講座等を実施することは可能です。ただし、保護者の参加は必須となります。
- 目標参加人数の計上にあたっては、運動に参加する小学生以上の人数も計上することとします。ただし、未就学児や、小学生以上であっても運動を行わずに見学のみしている場合には計上しないものとします。
- 参加者に対してフレイルチェックおよびコロナフレイル予防やコロナ健康二次被害について周知啓発、アンケート記入を必ず実施してください。また、オンライン実施分に関し、フレイルチェックおよびアンケートの提出は電子申込システムをご活用をお願いします。
- 講座ごとに参加者から複写式フレイルチェック票の1枚目とアンケート（本市作成）を回収し、実績報告とともにご提出ください。
- 事業実施にあたり、事業の中間時点（通年コース：11月頃、イベントコース：予定事業の半数が完了した時点）で参加人数の集計結果の報告を求めます。この時点で、目標参加人数の6割に達しないことが見込まれる場合、講座・イベント等の追加開催や追加の広報など、目標参加人数を達成するための「事業改善報告書」を提出していただきます。また、提出した報告書に沿った事業の実施をお願いします。

## 補助の対象となる経費

令和5年（2023年）7月1日から令和6年（2024年）3月31日までに、事業を実施するために直接要した経費が対象です。（会場を予約するために前払いした使用料については、令和5年（2023年）7月1日以前のものも対象とします。）

費 目	内 容 例
人件費	スタッフアルバイト料など、事業実施に直接必要な賃金
謝礼金	外部から招く講師や専門家、出演者への謝礼など
旅費交通費	交通費、有料道路料金、宿泊費、コインパーキング等駐車料金など
消耗品費	文房具や書籍等消耗品、材料費など
広告宣伝費	チラシ・ポスター等のデザイン、印刷、SNSのバナー広告など
通信運搬費	郵送料、宅配料、携帯電話料金など
保険料	事業実施にかかる保険など
使用料及び賃借料	会場使用料、機器・物品等のレンタル料など
委託料	警備や会場設営、ごみ処理を業務依頼する場合など （企画自体の外部委託は認められません）
その他経費	その他事業に必要と認める経費

※次のような経費は対象外となります。

- （1）事務所の管理費など運営のための経常経費および役職員の給与など運営のための人件費
- （2）補助対象事業以外の事業等と共通する経費
- （3）固定資産や備品購入にかかる経費（レンタル等料金より高額なものや、経常的に利用するもの）
- （4）飲食費（打合せ・打ち上げ等にかかる飲食費、スタッフのまかないなど）
- （5）領収書等により団体の支払いが確認できないもの。
- （6）その他、社会通念上公費を支出することが適切でない判断されるもの。



# 申込み

## 申込みに必要な書類等

次の書類等の提出が必要です。

1	豊中市コロナ健康支援事業補助金 交付申込書	様式第1号
2	豊中市コロナ健康支援事業補助金 事業計画書	様式第2号
3	豊中市コロナ健康支援事業補助金 事業予算書 (補助対象となる経費の内訳が分かるように作成してください)	様式第3号
4	構成団体一覧表(※複数の団体で申込みの場合に限り必要)	様式なし
5	事業実施場所の地図	
6	役員名簿(役職名・名前・住所が分かるもの)	
7	定款、会則その他これらに類するもの	

※その他、本人確認ができるもの(法人が発行した身分証明書等)など、追加で書類を提出していただく場合があります。

## 申込み募集期間と提出場所等

(1)申込み募集期間は下記の通りです。

4月5日(水)から4月26日(水)(郵送の場合は消印有効)

(2)申込みは①～③の方法でご提出ください。(申込み前に必ず担当者までご連絡ください。)

<コロナ健康支援課 健康支援係 TEL:06-6152-7381>

①郵送	〒561-0881 大阪府豊中市中桜塚4-11-1 豊中市保健所 健康医療部 コロナ健康支援課 健康支援係 「豊中市コロナ健康支援事業補助金」担当あて
②直接持参	豊中市保健所 健康医療部 コロナ健康支援課 健康支援係 (豊中市保健所2階、平日:月～金(8時45分～17時15分))
③メール	コロナ健康支援課 あて(アドレス:kenkoushien@city.toyonaka.osaka.jp) メール提出の場合は、添付資料にパスワードをつけてください。パスワードは電話 またはFAXで豊中市コロナ健康支援事業補助金担当者あてにお伝えください。





# 審査

## 審査(書類審査)

○審査は、申込書類をもとに市職員で構成する豊中市コロナ健康支援事業等審査委員会が行います。

○下記の審査基準の3項目(事業の魅力、啓発、効果)について審査しますので、各項目を盛り込んだ内容としてください。

○結果は、郵送で通知いたします。

## 審査基準

項目	配点	内 容
事業の魅力	20点	<p>○運動習慣のない市民にとって参加したいと思わせる、魅力的な内容となっているか</p> <p>○広報活動やPR活動は適切かつ効果的であるか</p> <p>○提案のあった事業の実施時期及び場所は分散しているか。市内の全市民にとって参加しやすいような条件となっているか</p> <p>&lt;解説&gt;</p> <p>性別・年齢を問わず、企画する事業は、広く市民が参加したいと思えるような、魅力あるものであるかを審査する項目です。</p>
啓発	10点	<p>○コロナフレイルにかかる啓発をどのような手法で実施するか</p> <p>○フレイルチェックはどのような場面で実施するか。解説などを併せて行うかどうか</p> <p>&lt;解説&gt;</p> <p>コロナフレイルにかかる認知度を高めるため、どのような手法でコロナフレイルの啓発を行うか、どのような場面でフレイルチェックを実施するか、その手法は効果的な内容であるかを審査する項目です。</p>
効果	20点	<p>○提案のあった事業は、コロナフレイルの予防に効果的な内容となっているか</p> <p>○運動や健康に関し、引き続き取り組みを続けたいと思わせるような内容になっているか</p> <p>&lt;解説&gt;企画する講座やイベントなどは、コロナフレイル予防に効果的な内容となっているかを審査する項目です。</p>



# 交付決定

## 交付の決定と通知

○審査後、補助金の交付・不交付と、交付する場合は交付額を決定し、申込団体に文書で通知します。

○交付決定にあたり、条件をつける場合があります。

### ◆市からの通知文書

1	豊中市コロナ健康支援事業補助金 交付決定通知書	様式第4号
2	豊中市コロナ健康支援事業補助金 不交付決定通知書	様式第5号

## 申込の取下げ

○交付決定通知を受けた団体は、その内容(交付決定額や交付条件など)に不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に、次の書類等を市長に提出することで、申込を取り下げることができます。この期間を過ぎると、自主的な取り下げはできず、市長が「交付決定の取消し」の手続を行うこととなります。

### ◆取下げに必要な書類

1	豊中市コロナ健康支援事業補助金 取下げ申込書	様式第6号
---	------------------------	-------

### ◆市からの通知書

1	豊中市コロナ健康支援事業補助金 取下げ受理通知書	様式第7号
---	--------------------------	-------



# 事業の実施

## 事業の実施

(1)交付決定を受けた申込団体(以下「交付決定団体」という。)は、交付決定事業にかかわる収入・支出に関する帳簿や書類(領収書、レシート等)を常に整備し、補助対象年度の翌年度以降10年度の間保存してください。紛失や宛て名がないなどの不備がある場合は、補助対象経費と認められないことがあります。

(2)市は、補助金が事業計画や交付の条件に従って使われるよう、交付決定団体に対して助言や点検(検査)をすることがあります。

## 事業計画の変更

(1)原則、計画どおりに実施していただきますが、やむを得ず、申込事業の計画や予算を変更する必要が生じた場合は、変更内容についてあらかじめ必ず市にご相談ください。

(2)市に相談後、変更の手続をする場合は、必要書類をご提出ください。

(3)市は、計画等の変更について認めるかどうかを決定し、交付決定団体に文書で通知します。

### ◆事業計画等の変更に必要な書類

1	豊中市コロナ健康支援事業補助金 事業変更申込書	様式第9号
---	-------------------------	-------

### ◆市からの通知書

1	豊中市コロナ健康支援事業補助金 事業変更決定通知書	様式第10号
---	---------------------------	--------





# 事業実施後

## 事業の実績報告

- (1) 交付決定団体は、事業の完了後30日以内に、市に実績報告書等をご提出ください。  
ただし、30日を経過する日が令和5年3月31日を超える場合は3月31日が提出期限となります。
- (2) 市は、実績報告書等に基づき、補助対象経費等について精査します。
- (3) 補助額を確定し、交付決定団体に文書で通知します。

### ◆実績報告に必要な書類

1	豊中市コロナ健康支援事業補助金 事業実績報告書	様式第11号
2	豊中市コロナ健康支援事業補助金 事業決算書	様式第12号
3	出納簿※発生順に記載してください。	様式なし
4	領収書の原本と写し： 交付決定団体が支払った金額、支払い年月日、支払い理由、領収者の名前及び住所が記載され、領収者の押印があるもの ※領収書の紛失・記載不備等がある場合は認められません。 ※原本は、写しと照合後に返却します。 ※出納簿と領収書は番号を付けて対応するように作成してください。	
5	フレイルチェック表(参加者分を回収)	市指定のもの
6	アンケート(参加者分を回収)	市指定のもの

### ◆市からの通知書

1	豊中市コロナ健康支援事業補助金 交付額確定通知書	様式第7号
---	--------------------------	-------

## 補助金の交付請求

交付決定団体は、交付額の確定通知書を受けた後に、速やかに市に補助金の交付を請求してください。

### ◆請求に必要な書類

1	豊中市コロナ健康支援事業補助金 交付請求書	様式第14号
---	-----------------------	--------

## 決定の変更・取消し、補助金の返還等

原則、計画どおりに実施していただきますが、事情の変更により特別の必要が生じたとき又は交付決定団体が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、もしくは決定の内容やこれに付した条件を変更し、ならびに補助金の返還を求めることがあります。

- (1) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき
- (2) 交付決定の内容、決定に付した条件等に違反したとき
- (3) 補助金の全部または一部を使用しなかったとき
- (4) 当該交付決定事業において、偽りその他不正な行為があったと認められたとき
- (5) 実績報告書類において、社会通念上、交付の決定及び額が適当でない判断したとき
- (6) その他特別の必要が生じたとき

豊中市保健所 健康医療部 コロナ健康支援課 健康支援係  
〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1(豊中市保健所 2階)  
電話06-6152-7381/ファクス06-6152-7328  
電子メール kenkoushien@city.toyonaka.osaka.jp  
市ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp>